

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

平成29年4月

平 泉 町

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	3
1	営農類型ごとの経営規模、生産方式の指標	3
(1)	個別経営（1戸1法人を含む）	3
(2)	リーディング経営体	3
(3)	集落型の農業法人（特定農業法人など）	3
(4)	新たに農業経営を行う青年等	4
2	経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標	4
第3	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、 その他農用地の利用関係の改善に関する事項	5
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	5
2	その他農用地の利用関係の改善に関する事項	5
第4	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	6
1	利用権設定等促進事業に関する事項	6
2	農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項	1 1
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準、 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	1 1
4	農業協同組合が行う農作業委託のあっせんの促進、その他の委託を受けて行う 農作業の実施の促進に関する事項	1 3
5	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保の促進に 関する事項	1 4
6	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	1 4
7	農地中間管理事業に関する事項	1 5
第5	農地利用集積円滑化事業に関する事項	1 5
1	農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項	1 5
2	農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準	1 6
3	その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項	1 6
第6	その他	1 6
別表1	個別経営体の営農類型、経営規模及び生産方式	1 7
別表2	リーディング経営体の営農類型、経営規模及び生産方式	2 1
別表3	集落型の農業法人の営農類型、経営規模及び生産方式	2 2
別表4	新たに農業経営を行う青年等の営農類型、経営規模及び生産方式	2 3
別紙1	（第4の1（1）⑥関係）	2 4
別紙2	（第4の1（2）関係）	2 5
別紙3	（第5の3関係）	2 8

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 当町は、県南に位置し、中央を南下する北上川、西部丘陵地帯よりそそぐ戸河内川、衣川、太田川流域に沿って農地が開けており、奥羽山脈に続く丘陵地帯の西部は、畑、草地が多く、北上山系特有の丘陵性山地の東部には、農地と家屋が混在し、農地未整田、畑で形成され、中腹には、県営農地開発事業による果樹団地が造成されている。

農業は、水稻を基幹とし、畜産、果樹、野菜の複合経営を主体に農業生産が展開されてきており、今後は、高品質、高収益性の作物を担い手農家中心に導入し、地域として産地化を図ることとし、経営規模の拡大を志向する農家とその他の農家との間で、労働力提供、農地の賃借等においてその役割分担を図ることで、さらなる農業発展を目指す。

一方で、農業従事者の減少と高齢化、遊休農地の増加等のさまざまな課題が顕在化しており、農業構造の転換期を迎えている。また、他産業への就業による兼業化などにより、基幹的農業従事者数が大幅に減少し、担い手不足が深刻化している。

こうした状況に対処するため、地域のあるべき姿や、地域の中心となる経営体（以下「中心経営体」という。）を明確化した「地域農業マスタープラン」（以下「マスタープラン」という。）を各地域や集落において作成し、農用地の集積・集約化、機械施設の効率的利用による低コスト化等を行い生産性の高い農業経営の目標を掲げ、その実現に向けた取組を展開している。

また、国においては、新たな「食糧・農業・農村基本計画」を策定（平成27年3月31日閣議決定）し、力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保、農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農用地の集積・集約化等に取り組むこととされた。

今後は、農地中間管理事業の活用等によりマスタープランで明確化された中心経営体の育成を進めるとともに、これら経営体への園芸品目の導入や6次産業化などの多角化、麦・大豆・飼料用米などを組み合わせた効率的な農業経営を支援し、経営基盤の強化を図るものとする。

併せて、マスタープランの実現に向け、新規就農者や中心経営体を認定農業者へ誘導するとともに、県、農業委員会、農業協同組合等の関係機関・団体と連携しながら、認定農業者の農業経営改善計画や認定新規就農者の青年等就農計画の達成に必要な生産方式の合理化、経営管理の高度化、農業従事者の態様の改善のための指導や研修等を実施する。

新規就農者の育成については、一関地方農林業振興協議会（町、県、農業委員会、農業協同組合等の関係機関・団体で構成）の「新規就農トータルサポートシステム」により、研修から就農までを支援する。

2 この推進に当たっては、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなることが重要であることから、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営及び新たに農業経営を営もうとする青年等が当面目指すべき農業経営の指標を明らかにするものとする。

具体的には、当町及び周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、当町その他産業従事者並みの年間総労働時間及び年間農業所得を確保できるよう、効率的かつ安定的な経営体を育成するとともに、これらの経営体が当町における農業生産の相当部分を担うよう、農業構造の確立を図るものとする。

また、このような農業構造への転換を着実に進めていくためには、円滑な世代交代が不可欠であり、次代を担う新規就農者の確保・育成を図るものとする。

- 3 この目標の実現に向けて、県、農業委員会、農業協同組合等の関係機関・団体と連携し、次に掲げる取り組みを行う。
 - (1) 農業経営の改善を計画的に進めようとする認定農業者等に対し、農用地の集積・集約化、先進的技術の導入等による生産方式の合理化、経営改善方策の提示等による経営管理の高度化、その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的かつ重点的に講ずるものとする。
 - (2) 個別経営体が不足する地域においては、集落営農組織及び農作業の受託等を専門的に行うサービス事業体を育成するほか、地域の実情に応じ、農業協同組合等が行う農作業受託事業を促進する。
 - (3) 新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、それぞれの発展段階に応じた、生産技術や経営手法の習得を誘導するとともに、就農計画の実現に必要な農用地や機械などの生産基盤の確保など、関係機関・団体や地域の生産組織等が連携し、重点的に支援する。
 - (4) 集落営農組織への農用地の集積・集約化の促進に当たっては、個別経営体の活動を阻害することがないように、個別経営体と集落営農組織との間の利用調整を十分行い、それぞれの農業経営が面的にまとまるよう配慮する。
 - (5) ほ場整備事業による大区画化、農用地利用改善団体等による利用権の設定等や農作業受委託の際の利用調整活動を通じて農地利用の集団化を促進する。
- 4 このほか、次に掲げる支援を行う。
 - (1) 家族経営協定の締結と農業経営改善計画の共同申請により、女性農業者の経営参画を促進する。

また、女性の能力を生かした農村起業を推進し、生産から加工、販売まで意欲的に取り組む6次産業化を支援する。
 - (2) 農業後継者への円滑な経営継承を図るため、農業技術習得や経営管理、青年等就農計画の作成及び計画の実践等を支援する。

また、農外からの新規就農者の受入体制を推進する。

具体的には、「新規就農トータルサポートシステム」により、平泉町新規就農者支援事業、農業次世代人材投資事業、農の雇用事業等を組み合わせながら、研修から就農までを支援する。
 - (3) 法人形態のもつさまざまな利点や雇用就農の受け皿としての役割などを踏まえ、地域や経営の実情に応じて法人化を推進するものとし、営農志向や熟度の高い経営体を対象として支援する。
 - (4) 地域農業をけん引する経営体を「リーディング経営体」として位置づけ、その育成を図るため、規模拡大や多角化に意欲的な農業者に対して集中的に支援する。
- 5 主な作目別には、次に掲げる取り組みを行う。
 - (1) 土地利用型農業については、地域の実情に応じて農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業、農地利用集積円滑化事業等の活用により、利用権の設定等及び農作業受委託を促進し、経営規模の拡大、農用地の面的利用集積を図る。

特に麦・大豆等については、経営規模を拡大する対策等の活用により団地化を図るとともに、担い手への農用地の利用集積を促進する。
 - (2) 地域の立地条件に応じて野菜・花き等の高収益作目の導入による経営規模の拡大を図るとともに、地域資源を生かした商品開発や販路の拡大など、経営の高度化、多角化を促進する。

6 当町は、平地地域から中山間地域まで農用地が広がることから、それぞれの地域の立地条件に応じた農業の展開を図るものとする。

(1) 土地利用型作物

水稻の低コスト生産、水田を中心とした麦・大豆等による土地利用型作物の定着・拡大を図る。

(2) 園芸等

水田等を活用し、園芸の生産拡大を図る。中山間地域においては、夏期冷涼な気象条件を生かし、花きや地域特産物の生産拡大を図る。

(3) 畜産

水田等を活用して良質の飼料生産を促進し、畜産の生産振興を図る。中山間地域においては、公共牧場や未利用農地を生かした大家畜の飼養拡大を図る。

7 この農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示した目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、当町及び周辺市町の優良な経営事例を踏まえつつ、当町における主要な営農類型について次のとおり例示する。

1 営農類型ごとの経営規模、生産方式の指標

(1) 個別経営（1戸1法人を含む）

① 目指すべき営農類型と経営規模は、標準的な家族経営を想定して、1経営体当たりの年間所得がおおむね550万円を確保できる経営（主たる従事者1人、配偶者又は後継者等の家族従事者は1人、主たる従事者の年間所得はおおむね400万円）を提示した。

労働時間は、主たる従事者2,100時間、従たる従事者1,000～1,500時間とし、これを超える場合には、雇用を取り入れる体系とした。

② 当町における営農類型、経営規模及び生産方式は、別表1のとおりである。

(2) リーディング経営体

① (1)の個別経営体の年間所得目標を達成した経営体については、地域農業をけん引するリーディング経営体（年間所得がおおむね1,000万円以上）へ育成する。

② 当町における営農類型、経営規模及び生産方式は、別表2のとおりである。

(3) 集落型の農業法人（特定農業法人など）

① 主たる従事者2人が中心となり、おおむね40haの営農規模で、集落営農の発展を目指す農業法人の営農類型とした。

② 主たる従事者が(1)で掲げる他産業並みの労働時間（年間2,100時間）で、当町の他産業従事者と遜色ない年間所得（おおむね400万円）に到達する体系とし、組織の構成員に対しては、作業従事に見合う賃金と借地料を支払うものとする。

③ 当町における営農類型、経営規模及び生産方式は、別表3のとおりである。

(4) 新たに農業経営を行う青年等

① 新たに農業経営を行う青年等にあつては、生産技術や経営能力の向上に要する期間や段階的な規模拡大の状況等を勘案して、就農5年後の農業経営の年間所得が、就業後間もない他産業従事者並みの250万円程度を確保できる経営とする。

② 当町における営農類型、経営規模及び生産方式は、別表4のとおりである。

2 経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標

経営管理の方法	農業従事の態様等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業経営改善計画の達成に向け、単年度毎の取組内容を記載した単年度経営計画の作成と実践 ・ 経営改善指標による自己チェック ・ 複式簿記記帳による経営と家計の分離 ・ 研修等による経営管理能力の向上 ・ パソコン等の導入による経営管理 ・ 経営体質の強化のための自己資本の充実 ・ 経営内の役割の明確化 ・ 生産工程管理（GAP）の実施 ・ 必要に応じ、法人形態への移行 ・ 青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働評価の適正化と家族経営協定の締結に基づく給料制の導入 ・ 休日制の導入、ヘルパーの活用等による計画的な休日の確保 ・ 作業量に応じた臨時雇用等の労働力の確保 ・ 農作業環境の改善、休憩時間の確保等による労働の快適化、安全性の確保 ・ 法人経営においては、従事者全員及び雇用者の社会保険の加入、厚生施設等の充実

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に示すような営農類型による効率的かつ安定的な農業経営を育成した場合、これらの農業経営が、地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標及び農用地の面的な利用集積の目標は、次のとおりである。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標

目標	備考
おおむね 65%	

(注) 1 この目標は、個別経営体、集落型の農業法人等の地域における農用地利用面積のシェアの目標である。

この場合、基幹的作業を3作業以上実施している農作業受託の面積を含むものとし、基幹的農作業とは、水稻については耕起・代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業とする。

2 目標年次は、平成37年度とする。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的な利用集積の目標

第2に示すような営農類型による効率的かつ安定的な農業経営を営むものが、農用地を効率的に利用し得るよう、これらの者への面的利用集積を促進しその割合が高まるよう努める。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

第3の1に示した目標等を達成するため、公益社団法人岩手県農業公社（以下「岩手県農業公社」という。）、平泉町担い手育成総合支援協議会（以下、「町担い手協」という。）及び一関地方農業再生協議会を活用し、県、農業委員会、農業協同組合等の関係機関・団体との緊密な連携の下、中心経営体の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農用地の保有・利用状況及び農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農用地の利用集積の取組を促進する。その際、当町は、関係機関・団体等とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意形成を図りつつ、年度ごとに利用集積の進捗状況等を把握・検証する。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大の努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の中で、農用地の利用集積に関して無用の混雑が生じないよう、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

当町は、岩手県が策定した「農業経営基盤強化の促進に関する基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、当町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などを十分に踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

当町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業
- ⑦ 農地中間管理事業

これらの各事業については、地域の特性を踏まえて、次により重点的に実施するものとする。

ア 平地地域においては、ほ場区画の大型化による効率的な生産基盤条件の形成を生かすため、利用権設定等促進事業及び農地中間管理事業を重点的に実施する。特に、ほ場整備実施地区にあつては、換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取組によって担い手が連担的な条件の下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 中山間地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、担い手不足の下で増加している耕作放棄地の解消に努める。

更に、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度の啓発に努め、必要に応じ、同制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人、農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

- (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。以下同じ。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。

- (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農用地の集団化を図るために必要な場合、又は農業後継者が確保できることが確実である等の特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
- イ 混牧林地として利用するための利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用すると認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定に関わらず、その農用地の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第4条第2項に規定する岩手県農業公社、同条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは岩手県農業公社、農地利用集積円滑化団体が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる者（農地所有適格法人、岩手県農業公社、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号。以下、「政令」という。）第3条で規定する者を除く。）は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
- ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ その者が、法人である場合は、業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定等については、③に規定する農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から

農業経営を受託する場合その他農用地の利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権の設定（又は移転）を受ける場合の存続期間（又は残存期間）、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）方法等、農業経営の委託を受ける場合の存続期間、損益の算定基準及び決済方法等、所有権の移転を受ける場合の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払い方法並びに移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 当町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地における、利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び岩手県農業公社を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に規定する様式による開発事業計画を提出させる。

② 当町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認められるときは、農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期期

① 当町は、(5)の申出その他の状況から農用地の利用集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

② 当町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の利用集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定等を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権の設定等の調整を図ったときは、当町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 当町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項に規定する換地計画に係る地域における農用地の集団化と併せて利用集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員が行う作付地の集団化、農作業の効率化等、農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ④ 当町の全部又は一部をその事業実施区域とする農地利用集積円滑化団体は、利用集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定による農用地利用集積計画で定めた利用権の存続を申し出る場合は、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 当町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合は、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 当町は、(5)の②から④の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合、土地改良区からの申出があった場合は、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ 当町は、①、②に規定する場合の他、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権の設定等の調整を図ったときは、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 当町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等を行おうとする土地、その者が現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の利用集積及び利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するものとする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項は、(1)の④に規定する者の実行する能力を確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名(又は名称)及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に規定する者の場合は、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者及び②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名(又は名称)及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合は、農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係(①に規定するものが法第23条第4項に規定する特定農業法人等である場合、実施主体等との協定に違反したときは、実施主体等は賃貸借又は使用貸借を解除することができる旨の条件を含む。)
- ⑤ ①に規定する者が所有権の移転の後における土地の利用目的、移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)及びその支払いの方法(持分の付与を含む。)その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合は、次に掲げる事項

ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合は、賃貸借又は使用貸借を解除する旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後3カ月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号、以下、「規則」という。）第16条の2第1項各号で規定する利用権の設定等を受けた農用地で生産した作物、栽培面積及び生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について町長に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するため、次に掲げる事項及びその他撤退した場合の混乱を防止するための事項

- (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- (イ) 原状回復の費用の負担者
- (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

当町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者及び当該土地の所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利、その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者について、すべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定（又は移転）を行う場合における所有権を有する者の同意は、当該土地の2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

当町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及び(7)の①から⑥までに掲げる事項を掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

当町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権を設定（又は移転）又は所有権を移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

当町は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（規則第16条の2）があった場合は、その写しを農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

当町は、利用権の設定等が行われた後に借賃又は対価の支払等、利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者（法第18条第2項第6号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要

な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合は、業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認められるとき。

② 当町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当事者の一方又は双方が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 当町は、②の規定による取消しを行ったときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を掲示板への掲示等により公告する。

④ 当町は、③の規定による公告を行ったときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認められるときは、所有者に対し利用権の設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業又は農地中間管理事業の活用を図るものとし、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体又は岩手県農業公社に協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

(1) 当町は、農用地の面的な利用集積を促進するため、当町の全部又は一部を区域として行う農地利用集積円滑化事業の実施の促進を図る。

(2) 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項は、第5のとおりとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準、その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

当町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を支援するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域とする。

ただし、一つの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合は、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程について、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約、構成員について第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を当町に提出して、農用地利用規程の認定を受けることができる。
- ② 当町は、申請のあった農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定を行うものとする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 当町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を当町の掲示板への提示等により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況等により農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の区域内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、特定農業法人又は特定農業団体を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 当町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申請があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者とみなし、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勸奨等

① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規定に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規定で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規定で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の受託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

① 当町は、認定団体が、農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 当町は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県、農業委員会、農業協同組合等の関係機関・団体の指導、助言を求めたときは、連携して総合的な支援を行うための中心的役割を果たすように努める。

４ 農業協同組合が行う農作業委託のあっせんの促進、その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（１）農作業の受委託の促進

当町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

② 効率的な農作業の受託事業を行う特定農業法人又は特定農業団体の育成

- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性の普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化の措置、農作業の受委託の組織的な促進の措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの実情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託への移行、さらには利用権の設定等への移行の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、農業機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせんの窓口の開設等を通じて、農作業の受委託を行おうとする者から申出があった場合は、県、町等の関係機関と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保の促進に関する事項

当町は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、生産方式の合理化、経営管理の高度化に対応できる人材の育成に取り組む。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るよう、県、農業委員会、農業協同組合等の関係機関・団体との相談窓口の連携、先進的な法人等での実践的研修、女性農業者の能力を十分に発揮できるための研修等を通じた人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べ遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

当町は、1から5までに掲げた事項の推進に当たって、次に掲げる関連施策との連携に配慮するものとする。

- ① 当町は、基盤整備事業の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、カントリーエレベーター、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の有効活用を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す上での条件整備を図る。
- ② 当町は、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。
- ③ 当町は、一関地方農業再生ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水田農業を中心とした農業の振興を図ることとする。特に、地域の土地利用の見直しを通じた農用地の利用の集積、面的集積による効率的な農業経営に資するよう努める。
- ④ 当町は、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。
- ⑤ 当町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資するように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

- ① 事業推進体制等

当町は、県、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合等の関係機関・団体と連携し、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標及び第2の指標で示した効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を策定する。また、この長期行動計画と併せて、年度別活動計画において行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの農用地の利用の集積を推進する。

② 関係機関・団体等の協力

県、農業委員会、農業協同組合等の関係機関・団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資するため、町担い手協の下で相互に連携を図るよう努めるものとする。

7 農地中間管理事業に関する事項

(1) 活動方針

当町は、農業経営の規模拡大及び農用地の集積・集約化等の促進を図るため、岩手県農業公社から業務を受託し、県、農業委員会、農業協同組合等の関係機関・団体との連携の下で次に掲げる事項を積極的に実施する。

- ① マスタープランを基本とし、年度ごとの目標を定めた上で、その目標の貸借を目指す。
- ② 遊休農地等については、借入者が確実に見込むことができる場合を前提に、その意向を踏まえながら農用地の耕作条件の改善等を行い利用の促進を図る。

(2) 重点事項

これまでの取り組みを基本としながら、農用地の集積・集約化及び優良事例の積極的な発信等、次に掲げる重点事項を定めて事業を推進する。

- ① 事業の普及啓発及びマスタープランの取り組みの実現に向けた支援等の継続的な実施
- ② 県内の先行事例集を活用した取り組みの実施
- ③ 耕作条件改善及び遊休農地解消対策と連携した事業の実施
- ④ 地図情報を活用した農用地の集積・集約化の支援

第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

当町においては、これまで兼業農家や高齢農家等から担い手への農用地の集積・集約化が図られてきたところであるが、今後、高齢化による離農等がさらに進行し、農用地が大きく供給されることが見込まれる。

このような状況の中で、将来にわたって農用地を有効利用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって農用地の引き受け能力を高め、さらなる経営改善を目指していくことが極めて重要となっている。

農地利用集積円滑化団体は、こうした課題を的確に解決できる者、具体的には、①担い手の育成・確保、担い手に対する農用地の利用集積の積極的な取組が期待できること、②地域農業、とりわけ担い手に関する情報や農用地の各種情報に精通している、③農用地の出し手や受け手と的確にコミュニケーションを図ることができること、等の条件を満たす者が実施するものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

- ① 当町における農地利用集積円滑化事業は、市街化区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の市街化区域と定められた区域で、同法第23条第1項の規定による協議が調ったもの(当該区域以外の区域の存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。))を除いた当町全域を対象として行うことを基本とする。
- ② 当町を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られるよう、まとまりのある区域を定めるものとする。
なお、当町の区域のうち農業上の利用が見込めない森林地域等の区域を除いた農業振興地域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定による農業振興地域をいう。)を区域とする。
- ③ 複数の農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行う場合は、特定の団体が優良農用地の区域のみで事業を行うこと等により実施区域が偏ることがないように、当町が調整を行うこととする。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項は、別紙3のとおりとする。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業、農地利用集積円滑化事業及び農地中間管理事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成18年8月31日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、平成22年4月30日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、平成29年4月 日から施行する。

別表1 (第2の1(1)関係)

[個別経営体]

営農類型、経営規模及び生産方式

営農類型	経営規模	生産方式
水稲（作業受託含） +小麦	〈作付面積等〉 水 稲 = 3.0ha 作業受託 = 14.0ha （水稲基幹3作業） 小 麦 = 8.0ha 〈経営面積〉 11.0ha	〈資本装備〉 トラクター（50ps） 1台 田植機（6条） 1台 コンバイン（5条） 1台 乗用管理機 1台 播種機（点播4条） 1台 乾燥機（3.5t） 3台 他 〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・必要に応じ、園芸品目を導入
水稲（作業受託含） +野菜	〈作付面積等〉 水 稲 = 11.0ha 作業受託 = 5.0ha （水稲基幹3作業） きゅうり = 0.3ha ね ぎ = 0.5ha 〈経営面積〉 11.8ha 〈うち借地7.0ha〉	〈資本装備〉 トラクター（50ps） 1台 田植機（6条） 1台 コンバイン（4条） 1台 他 〈その他〉 ・きゅうりは露地栽培
野菜 +菌茸	〈作付面積等〉 な す = 0.3ha 乾しいたけ = 30千本 〈経営面積〉 0.3ha	〈資本装備〉 トラクター（30ps） 1台 椎茸乾燥機 1台 他 〈その他〉 ・なすは露地栽培 ・しいたけは原木（年植6,000本）

営農類型	経営規模	生産方式
花き + 水稻 (作業受託含)	<p>〈作付面積等〉</p> <p>りんどう = 0.7ha 水 稻 = 4.5ha 作業受託 = 2.0ha (水稻基幹3作業)</p> <p>〈経営面積〉 5.2ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>トラクター (30ps) 1台 田植機 (4条) 1台 コンバイン (3条) 1台 管理機 1台 フラワーバインダー 1台 動力噴霧機 1台 他</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・りんどうは早生、晩生、極晩生品種の組み合わせ
花き + 水稻	<p>〈作付面積等〉</p> <p>小 菊 = 1.9ha 水 稻 = 2.0ha (水稻基幹3作業委託)</p> <p>〈経営面積〉 3.9ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>トラクター (30ps) 1台 動力噴霧機 1台 他</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小菊については8月咲き、10月咲きの組み合わせ ・水稻については育苗、基幹3作業を委託
果樹専作	<p>〈作付面積〉</p> <p>りんご = 2.0ha</p> <p>〈経営面積〉 2.0ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>トラクター (20ps) 1台 スピードスプレーヤー 1台 他</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早生、中生、晩生の組み合わせ ・共同選別の実施

営農類型	経営規模	生産方式
肉用牛（一貫） ＋水稻	〈作付面積等〉 黒毛和種（繁殖） ＝ 32頭 黒毛和種（肥育） ＝ 73頭 牧草 ＝ 4.0ha 水 稻 ＝ 5.2ha 〈経営面積〉 9.2ha	〈資本装備〉 畜舎 700 m ² トラクター（50ps） 1台 田植機（4条） 1台 コンバイン（3条） 1台 他 〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・飼料調製用機械の共同所有、共同作業 ・公共牧場を利用
肉用牛（繁殖） ＋水稻	〈作付面積等〉 黒毛和種 ＝ 48頭 飼料作物 ＝ 4.3ha 牧草 ＝ 6.1ha 水 稻 ＝ 4.0ha 〈経営面積〉 14.4ha	〈資本装備〉 畜舎 540 m ² トラクター（50ps） 1台 田植機（4条） 1台 コンバイン（3条） 1台 他 〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・飼料調製用機械の共同所有、共同作業 ・公共牧場を利用
肉用牛（繁殖） ＋水稻（作業受託含） ＋野菜	〈作付面積等〉 黒毛和種 ＝ 20頭 水 稻 ＝ 6.0ha 作業受託 ＝ 4.0ha （水稻基幹3作業） な す ＝ 0.2ha 〈経営面積〉 6.2ha	〈資本装備〉 畜舎 540 m ² トラクター（50ps） 1台 田植機（4条） 1台 コンバイン（3条） 1台 他 〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・なすは露地栽培

営農類型	経営規模	生産方式
肉用牛（肥育） ＋水稻	〈作付面積等〉 黒毛和種 = 120頭 牧草 = 4.0ha 水稻 = 5.2ha 〈経営面積〉 9.2ha	〈資本装備〉 畜舎 600 m ² トラクター（50ps） 1台 田植機（4条） 1台 コンバイン（3条） 1台 他 〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・飼料調製用機械の共同所有、共同作業

別表2 (第2の1(2)関係)

[リーディング経営体]

営農類型、経営規模及び生産方式

営農類型	経営規模	生産方式
水稲 +小麦	〈作付面積〉 水 稲 = 25.0ha 小 麦 = 10.0ha 〈経営面積〉 35.0ha (うち借地 14.0ha)	〈資本装備〉 トラクター (50ps) 2台 田植機 (6条) 2台 乗用管理機 1台 コンバイン (4条) 2台 乾燥機 (3.2t) 3台 他 〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・必要に応じ、園芸品目、農産加工を導入
野菜専作	〈作付面積〉 トマト = 1.2ha 〈経営面積〉 1.2ha	〈資本装備〉 簡易ビニールハウス 12,000 m ² トラクター (20ps) 1台 他 〈その他〉 ・養液土耕栽培 ・収穫期に雇用を導入

別表3 (第2の1(3)関係)

[集落型の農業法人(特定農業法人など)]

営農類型、経営規模及び生産方式

営農類型	経営規模	生産方式
水稻 +小麦 主たる従事者2人 (参考) 構成員の労 賃・地代収入合計額 417万円	〈作付面積〉 水 稻 = 26.0ha 小 麦 = 14.0ha 〈経営面積〉 40.0ha (うち借地 40.0ha)	〈資本装備〉 トラクター (50ps) 2台 田植機 (6条) 2台 麦播種機 (点播4条) 1台 乗用管理機 1台 コンバイン (4条) 2台 乾燥機 (5t) 3台 他 〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・必要に応じ、園芸品目、農産加工、直売等関連事業を導入
水稻 +大豆 主たる従事者2人 (参考) 構成員の労 賃・地代収入合計額 417万円	〈作付面積〉 水 稻 = 26.0ha 大 豆 = 14.0ha 〈経営面積〉 40.0ha (うち借地 40.0ha)	〈資本装備〉 トラクター (50ps) 2台 田植機 (6条) 2台 大豆播種機 (点播4条) 1台 乗用管理機 1台 コンバイン (4条) 2台 普通型コンバイン 1台 乾燥機 (3.2t) 3台 静置式乾燥機 (1.8t) 2台 他 〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・必要に応じ、園芸品目、農産加工、直売等関連事業を導入

別表4 (第2の1(4)関係)

[新たに農業経営を行う青年等]

営農類型、経営規模及び生産方式

営農類型	経営規模	生産方式
野菜専作	〈作付面積〉 トマト = 0.2ha 〈経営面積〉 0.2ha	〈資本装備〉 管理機 (ロータリー付) 1台 マルチャー (管理機用) 1台 動力噴霧器 (自走式) 1台 軽トラック (4WD) 1台 他 〈その他〉 ・農地は賃借 ・ハウスは中古、トラクター作業は委託
野菜専作	〈作付面積〉 なす = 0.3ha 〈経営面積〉 0.3ha	〈資本装備〉 管理機 (ロータリー付) 1台 マルチャー (管理機用) 1台 動力噴霧器 (自走式) 1台 軽トラック (4WD) 1台 他 〈その他〉 ・農地は賃借 ・機械は中古、トラクター作業は委託 ・露地栽培
花き専作	〈作付面積〉 小菊 = 0.5ha 〈経営面積〉 0.5ha	〈資本装備〉 動力噴霧器 (自走式) 1台 軽トラック (4WD) 1台 他 〈その他〉 ・農地は賃借 ・機械は中古、トラクター作業は委託

別紙1（第4の1（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条の第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条の第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
- ・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項
- 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
- ・・・その土地を効率的に利用できると認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
- ・・・法第18条第3項第2号イに掲げる要件
- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
- ・・・その土地を効率的に利用できると認められること。
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
- ・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙2（第4の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でない認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供している借賃情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもの定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもの定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき当町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、独立行政法人農業者年金及び公益社団法人岩手県農業公社が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、独立行政法人農業者年金及び公益社団法人岩手県農業公社の定めるところによるものとする。</p>

別紙3（第5の3関係）

（1）農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

- ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項
- イ アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項
- ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

- ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項
- イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項
- ウ 農用地等の管理に関する事項
- エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項

③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

④ 事業実施地域に関する事項

⑤ 事業実施が重複するその他の農地利用集積円滑化団体並びに公益社団法人岩手県農業公社、岩手県農業会議、農業委員会等の関係機関・団体との連携に関する事項

⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法の留意事項

（2）農地利用集積円滑化事業規程の承認

① 法第4条第3項各号に掲げる者（市町村を除く）は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、規則第12条の10に基づき、当町に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、当町から承認を得るものとする。

② 当町は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。

ア 基本構想に適合するものであること。

イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。

ウ 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。

エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

(ア) 農用地の利用関係の調整を的確に行うための要員を有していること。

(イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。

(ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。

(エ) (ア)から(ウ)に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認

められるものであること。

(オ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに公益社団法人岩手県農業公社、岩手県農業会議、農業委員会等の関係機関・団体の適切な連携が図られると認められるものであること。

(カ) 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。

(キ) 規則第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

③ 当町は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。

④ 当町は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を当町の掲示板への掲示により公告する。

⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。

⑥ ③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。

(3) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

① 当町は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営のため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。

② 当町は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。

③ 当町は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、(2)の①の規定による承認を取消することができる。

ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人、同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあっては、当該農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人）でなくなったとき。

イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。

④ 当町は、③の規定により承認を取消したときは、遅滞なく、その旨を当町の掲示板への掲示により公告する。

(4) 当町が農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、次に掲げる規定により円滑化事業規程を定めるものとする。

① 当町は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。

② 当町が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、町長は、当該農地利用集積円滑化事業規程について2週間の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告する。

③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。

④ 当町は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めよ

うとするときは、あらかじめ農業委員会の決定を経るものとする。

⑤ 当町は、農地利用集積円滑化事業規程を定めるときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定める農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を当町の掲示板への掲示により公告する。

⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

(5) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。

(6) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできないものとする。

② 農地所有者代理事業を実施する場合には、「農地法等の一部を改正する法律による農業経営基盤強化促進法の一部改正について」（平成21年12月11日付け21経営第4531号経営局長通知）第1の2の（6）のアのウに定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。

③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。

イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に、農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。

ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。

④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の契約を拒んではならない。

⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。

この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

(7) 売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

① 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。その場合、必要に応じ、農業委員会の意見を聴くものとする。

② 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農業委員会が提供している実勢借賃に関する情報を十分考慮して定めるものとする。その場合、

必要に応じ、農業委員会の意見を聴くものとする。

(8) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

- ① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の現地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常の間理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。
- ② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、概ね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間とする。
- ③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農業改良普及センター、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

(9) 他の関係機関・団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等の関係機関・団体と連携して農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。